

地域生活支援事業の見込量について

【地域生活支援事業の事業内容】

(必須事業)

理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障害者への理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
相談支援事業	
障害者相談支援事業	障害当事者や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止や、その早期発見のための関係機関との連絡調整、障害者の権利擁護のために必要な援助などを行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センターにおいて、専門的職員（弁護士、社会保険労務士等）による相談支援機能の強化を行います。
住宅入居等支援事業	公営住宅や民間賃貸住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な支援を行います。
障害児等療育支援事業	障害児及び療育が必要な児童の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる支援体制の充実を行います。
発達障害者支援センター運営事業	発達障害児（者）への支援を総合的に行う専門的機関において、発達障害児者とその家族に対して相談、指導・助言等の支援を行います。
成年後見制度利用支援事業	判断能力が十分でなく、成年後見制度の利用が有効と認められる障害者に対して、成年後見制度の申立てに要する経費、後見人等の報酬を助成し、成年後見制度の利用を支援します。
意思疎通支援事業	
手話通訳者派遣事業 要約筆記者派遣事業 手話通訳者設置事業	聴覚障害や音声・言語機能に障害のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者の派遣、手話通訳者の配置により、意思疎通支援を行います。
重度障害者入院時コミュニケーション事業	重度の障害のため意思疎通に支援が必要な方が入院された場合に、普段利用しているホームヘルパーやガイドヘルパーを「コミュニケーション支援員」として病院に派遣し、病院のスタッフの方との意思疎通の仲介を行うことにより、安心して医療を受けられる環境を確保します。
意思疎通支援者養成研修事業	コミュニケーションを図ることが困難な障害者の自立と社会参加を促進するため、養成講座等を通じ手話奉仕員、手話通訳者及び要約筆記者などの育成を図ります。
盲ろう者通訳・介助者派遣事業	18歳以上の盲ろう者（視覚と聴覚に重複して重度の障害がある方）で身体障害者手帳の1級または2級の交付を受けた方に対して、自立と社会参加を促進するため、日常生活で通訳・介助が必要な時に通訳・介助者を派遣します。
日常生活用具給付等事業	障害者の日常生活上の便宜を図るための用具について、給付等を行います。
移動支援事業	屋外の移動が困難な障害者に対して、社会参加を促進するため、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	気軽に利用できる自由な交流の場としての居場所を提供し、創作的活動や生産活動の機会の提供、生活の相談、社会との交流の促進等の支援を行います。
発達障害者支援地域協議会による体制整備事業	発達障害者支援の関係者等が、地域における発達障害者の支援体制に関する課題について情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。

(任意事業)

日中一時支援事業	障害児者の日中活動の場を確保し、家族の就労支援や一時的な休息を図ります。
訪問入浴事業	施設入浴が困難な身体障害者等の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。
視覚障害者生活訓練事業	視覚障害者を対象に、通所または訪問により、歩行・点字・機器操作訓練・日常生活訓練等を行います。

【利用実績】

		平成 30 年度			令和元年度		
		見込量	実績値	実績値/ 見込量	見込量	実績値	実績値/ 見込量
必須事業							
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	－	有	有	－
相談支援事業							
障害者相談支援事業	箇所	8	8	100.0%	8	8	100.0%
基幹相談支援センター	有無	有	有	－	有	有	－
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	有	有	－	有	有	－
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	有無	有	有	－	有	有	－
障害児等療育支援事業	箇所	8	7	87.5%	9	7	77.8%
発達障害者支援センター運営事業	箇所	1	1	100.0%	1	1	100.0%
	人/年	1,710	1,940	113.5%	1,726	1,959	113.5%
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	－	有	有	－
成年後見制度利用支援事業※ ¹	人/年	15	15	100.0%	16	33	206.3%
意思疎通支援事業							
手話通訳者派遣事業※ ²	人/年	213	209	98.1%	213	209	98.1%
	件/年	3,384	2,728	80.6%	3,519	2,727	77.5%
要約筆記者派遣事業※ ²	人/年	18	19	105.6%	18	18	100.0%
	件/年	144	195	135.4%	162	161	99.4%
手話通訳者設置事業	人/年	8	8	100.0%	8	8	100.0%
重度障害者入院時コミュニケーション事業	件/年	1,366	1,079	79.0%	1,379	715	51.8%
意思疎通支援者養成研修事業							
手話講習会・手話レベルアップ講座	人/年	150	108	72.0%	150	71	47.3%
手話通訳者養成講座※ ³	人/年	20	14	70.0%	20	14	70.0%
要約筆記者養成講座※ ³	人/年	20	3	15.0%	20	3	15.0%
盲ろう者通訳・介助者派遣事業	人/年	17	16	94.1%	17	15	88.2%
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	件/年	75	61	81.3%	75	90	120.0%
自立生活支援用具	件/年	260	231	88.8%	262	242	92.4%
在宅療養等支援用具	件/年	149	154	103.4%	151	165	109.3%
情報・意思疎通支援用具	件/年	190	211	111.1%	192	209	108.9%
排泄管理支援用具	件/年	21,625	21,408	99.0%	21,834	22,864	104.7%
居室生活動作補助用具（住宅改修費）	件/年	26	27	103.8%	26	34	130.8%
移動支援事業	人/年	2,958	3,719	125.7%	3,041	3,769	123.9%
	時間/年	576,338	547,203	94.9%	591,172	533,102	90.2%
地域活動支援センター※ ⁴	箇所	17	17	100.0%	17	17	100.0%
	人/年	739	650	88.0%	746	445	59.7%
任意事業							
日中一時支援事業	人日/年	8,123	6,649	81.9%	8,256	6,927	83.9%
訪問入浴事業	人/年	41	56	136.6%	41	63	153.7%
視覚障害者生活訓練事業	人/年	115	109	94.8%	115	109	94.8%

※¹ 給付金の対象を市長申立に加えて、平成 30 年 10 月 1 日から、本人申立及び親族申立にも拡大した。

※² 上段：実利用者数 下段：実派遣件数

※³ 修了見込者数

※⁴ 利用者数については、利用登録者のうち、3 月に利用した実利用人数

【現状と課題】

- 地域生活支援事業の実績は、事業によって実績と見込の差異が見られます。
- 発達障害者支援センター運営事業については、見込に比べて利用者数の実績が大きくなっています。
- 成年後見制度利用支援事業は、給付金対象の拡大により、令和元年度の実績値は見込量を大きく上回っています。
- 意思疎通支援事業は「堺市手話言語・コミュニケーション条例（平成 29 年度）」施行により一時的に派遣人数が増加しましたが、平成 30 年度以降は横ばい傾向にあります。意思疎通支援者養成研修事業については、手話講習会・手話レベルアップ講座の受講者数が大幅に減少していますが、効果的な支援者養成のため、手話通訳者養成講座と事業を統合しつつ、同事業とは別に市内 7 区すべてで、より手話に触れる機会を増やすために「市民向け手話講座」を開設し、移行を進めていることによるものです。
- 重度障害者入院時コミュニケーション事業は、平成 30 年 4 月施行の法改正において、重度訪問介護を利用している障害支援区分 6 の障害者が、入院した場合にも重度訪問介護の利用が可能となったこともあり、見込量を大きく下回っています。
- 移動支援事業は、おおむね見込の水準で推移しています。
- 日中活動系サービスの事業所数が増加していることにより、地域活動支援センターの利用者数は、見込よりも少ない状況で推移しています。
- 日中一時支援事業の利用者数は、見込よりも少ない状況で推移しています。
- 訪問入浴事業の利用者数は、年々増えています。
- 各事業のニーズ等をふまえ、適切な事業展開を図っていくことが必要となります。

【サービス見込量算定の考え方】

各事業の見込量については、現状の利用実績の伸び方をふまえた設定としています。なお、箇所数などの見込については、基盤整備の状況をふまえた設定としています。

【サービス見込量】

計画期間のサービス利用を次のように見込みます。

※平成30、令和元年度は実績、令和2年度以降は見込

		第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
必須事業							
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有	有	有	有
相談支援事業							
障害者相談支援事業	箇所	8	8	8	8	8	8
基幹相談支援センター	有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	有無	有	有	有	有	有	有
障害児等療育支援事業	箇所	7	7	7	8	8	8
発達障害者支援センター運営事業	箇所	1	1	1	1	1	1
	人/年	1,940	1,959	1,978	1,997	2,016	2,035
成年後見制度利用支援事業	人/年	15	33	40	50	60	70
意思疎通支援事業							
手話通訳者派遣事業※1	人/年	209	209	214	220	225	231
	件/年	2,728	2,727	2,863	3,007	3,157	3,315
	時間/年	4,192	4,010	4,211	4,421	4,642	4,874
要約筆記者派遣事業※1	人/年	19	18	19	20	21	22
	件/年	195	161	169	178	186	196
	時間/年	963	904	949	997	1,046	1,099
手話通訳者設置事業	人/年	8	8	8	8	8	8
重度障害者入院時コミュニケーション事業	件/年	1,079	715	715	715	715	715
意思疎通支援者養成研修事業							
手話通訳者養成入門コース	人/年	108	71	5	20	20	20
手話通訳者養成講座※2	人/年	2	1	2	4	4	4
	人/年	14	14	5	20	20	20
要約筆記者養成講座※2,3	人/年	2	1	2	3	2	4
	人/年	3	3	0	13	0	20
盲ろう者通訳・介助者養成事業（登録者数）※4	人/年	34	36	30	30	30	30
失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業（登録者数）※4	人/年	-	-	10	10	10	10
盲ろう者通訳・介助者派遣事業	時間/年	10,703	7,952	7,000	11,000	11,000	11,000
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	件/年	61	90	67	70	73	76
自立生活支援用具	件/年	231	242	253	264	275	286
在宅療養等支援用具	件/年	154	165	176	187	198	209
情報・意思疎通支援用具	件/年	211	209	207	205	203	201
排泄管理支援用具	件/年	21,408	22,864	24,320	25,776	27,232	28,688
居室生活動作補助用具（住宅改修費）	件/年	27	34	37	40	43	46
移動支援事業	人/年	3,719	3,769	3,819	3,869	3,919	3,969
	時間/年	547,203	533,102	540,174	547,246	554,319	561,391
地域活動支援センター※5	箇所	17	17	17	16	16	16
	人/年	650	445	600	600	600	600
発達障害者支援地域協議会による体制整備事業							
協議会の開催回数	回/年	1	1	1	1	1	1

		第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
任意事業							
日中一時支援事業	人日/年	6,649	6,927	7,205	7,495	7,773	8,051
訪問入浴事業	人/年	56	63	70	77	84	91
視覚障害者生活訓練事業	人/年	109	109	109	109	109	109

※1 上段：利用者数 中段：派遣件数 下段：派遣時間数

※2 上段：登録試験合格者数 下段：養成講座修了者数

※3 養成講座2カ年コースで実施

※4 大阪府と合同実施のため、大阪府全体数値

※5 利用者数については、利用登録者のうち、3月に利用した実利用人数

【今後の方策】

- 相談支援事業については、各区の基幹相談支援センター、健康福祉プラザの総合相談情報センターを中心として、計画相談支援との適切な役割分担・連携のもと、相談支援の質の向上を図ります。発達障害者支援センターについては、発達障害に特化した高度な専門機関として、関係機関の後方支援および相談支援・発達支援・就労支援・研修啓発事業を引き続き行います。
- 成年後見制度利用支援事業については、障害者の権利擁護を図るため、成年後見制度を必要とする人が制度利用に繋がるよう、引き続き市民や支援者を対象とした研修の実施など利用促進に向けた取り組みを行います。
- 意思疎通支援事業については、「市民向け手話講習会」を全7区で開催することにより、手話の普及を図るとともに、健康福祉プラザ視覚・聴覚障害者センターにて、養成、登録試験、派遣、現任研修を一貫して行うことにより、登録手話通訳者、要約筆記者のさらなるスキルアップを図ります。
- 日常生活用具等給付事業については、ニーズをふまえながら必要な用具等が給付できるように制度の運営を進めます。
- 日中一時支援事業については、障害児者の日中活動の場及び家族の就労支援や介護負担軽減につながる事業であり、安定したサービスが供給できるよう、人材の確保やサービスの質の向上などを図るとともに、個別給付化を国に要望していきます。
- 移動支援事業については、地域での自立生活及び社会参加の促進に必要な事業であり、安定したサービスが供給できるよう、人材の確保やサービスの質の向上などを図るとともに、個別給付化を国に要望していきます。また、重度障害者大学就学支援事業については、大学とも連携しながら、重度障害者が就学するために必要な支援を提供します。
- 地域活動支援センターについては、障害者個人のニーズにあわせて自らがプログラムを自由に選択し、利用できることを基本としながら、居場所、生きがい、余暇活動の支援など、障害者の生活を多面的に支援する日中活動の場としての機能充実を進めます。
- 任意事業については、利用者のニーズを把握しつつ、より使いやすい制度となるよう取り組みを進めます。